### 令和4年度 第1回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会議録

日時 令和4年4月28日(木)午後1時30分~午後3時45分

場所 四街道市企業庁舎 2階会議室

出席委員 太田委員 竹村委員 笠原委員 加藤委員 下里委員 山本委員

清水委員 瀬藤委員 田汲委員

欠席委員 成田委員

事務局出席者 森田上下水道部長 伊藤経営業務課長 粟飯原下水道課長

板倉課長補佐 牛玖係長 山本係長 宍倉主任主事

傍聴人 1名

#### ~会議次第~

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 委員紹介及び事務局職員紹介
- 4. 議題
  - (1)下水道使用料の改定案について
- 5. その他
- 6. 閉会

## ○会議の概要

- ・森田上下水道部長より挨拶
- ・太田会長より開会の挨拶
- ・四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会条例第5条第4項に基づき、太田会長が竹村委員 を副会長に指名
- ・会議の公開、会議録の発言者明記の承認
- ・傍聴人の入室(1名)

#### ○議題

太田会長:議題(1)でございます、下水道使用料改定案につきまして、事務局から説明をお願いします。

≪事務局:内容説明(資料1、資料2)≫

太田会長:全体の考え方、あるいは骨格についていかがでしょうか。

清水委員:6ページの説明で、これまで提示されていたのは損益計算による収支の均衡で13% と試算されていた。今回は、総括原価方式で25%値上げを検討されているということですが、 そもそも考え方を変更した経緯を聞きたい。 事務局:経営戦略においては、費用が収益を上回らないように比較して出したもので、最低限の数値である13%になりますが、25%については収益と費用の比較ではなく、減価償却費や国から貰った補助金といった部分も全てふまえて今後も適正に下水道事業を運営していくという考えのもとで算出したものです。

太田会長: その他はございますか? それでは、基本的な考え方は事務局からご説明いただけましたので、これに基づいて具体的な使用料の案の算定についての中身を説明いただきたいと思います。 資料3の説明をお願いします。

≪事務局:内容説明(資料3)≫

太田会長:ありがとうございました。資料3の1枚目をご覧頂きたいのですが、こちらが今回の下水道使用料事務局案を策定するにあたって、手順をまとめたフローです。こちらをどのように議論していくかという話ですけれども、ひとつは平均改定率25%という提案ですが、それは上のほうの使用料対象経費の算定というところから計算によって自動的に出てくるものです。全体の使用料を基に対象経費を勘案すると、現行の料金と比べると全体的に25%の引き上げとなり、それを個々の使用者に割り振る手順が、その下の使用料体系の設定という矢印、そちらの作業になってくる。ここはかなり細かい話になります。その結果が、資料3の4ページの最後、一番下の表で、最終的な料金体系の完成版としての提案内容です。これについては先ほど説明があった通りですが、平均改定率25%というのはどこに出てくるのかというと、使用水量によって平均改定率よりも引き上げ率が高いもの、引き上げ率が低いものがあるという形に、最終的にこういう形で個々の使用者のところに今回の使用料改定案の帰着が示されることになるということです。

これを全てまとめて考えると混乱すると思うので、まずは使用料の対象経費の結果である平均 改定率をどの程度見込むかというところで、経営戦略では13%でみています。今度は、基準ど おりにやって41%になりました。しかし、それではなくて、25%というところを改定案にし ましょうという説明です。この改定率についてまずは議論をいただきます。

それをふまえた上で個々の使用者に割り振った時にどういう風に、2部料金制の中で特に固定費が費用で一番大きいので、それをどういう風に割り振るかというところが次の議論です。経費の性質として、本来ならば大半が基本使用料となりますが、使っても使わなくてもかかる使用料で8割の経費を回収しようとすると、使用量の少ない使用者も高い使用量を支払うことになり、非常に大きな負担を背負うことになる。これではとても対応できないということで、本来ならば基本使用料として固定的にご負担いただく部分を、使った量に応じてご負担いただくところ、従量使用料の部分に配分し直している。その配分方法については色々な考え方、あるいは基準があり、その中で具体的な方法として累進制があり、使えば使うほど1立方あたりの単価を高く設定しています。今回は、その累進の程度を緩和しますという結論があり、それが先ほどの最終的な形の表になったということですね。

ということで、色々なご議論のポイントがあると思いますが、手順としては、使用料対象経費の数値についてまず議論をして、その後それをどういう風に各使用者に割り振るかという議論を

する。というような形で進めさせていただいた方が整理しやすいかと思うのですがよろしいです か。では、その手順で議論を進めさせていただきたいと思います。まず、対象経費についてご質 問ある方どうぞ。

瀬藤委員:従量使用料のうち流域下水道負担金でどのぐらい占めていますか。固定費か、あるい は変動費ですよね。流域下水道が処理するときの負担金です。

事務局:流域下水道の維持管理費ということですね。4番の資料でご説明させていただきます。A3の横印刷になります。こちらの収益的収支という部分が、今回の収益と費用の計算の過程となり、表の中ほど、総費用と書いてあるところの中段、流域下水道維持管理費というものになります。今回の推定期間、令和5年度から令和8年度の費用ということで、流域下水道維持管理費を合計していただきますと、概ね21億円ございます。こちらの維持管理費21億円に対して使用料対象経費の従量分というのは、約33億円となります。

太田会長:使用料対象経費のうち流域下水道負担金が、4年間で総額21億円ということです。 他にご意見ご質問ございますか?

竹村副会長:改定率についてよろしいですか。基本的なことですが。以前の審議会で示されていた平均改定率13%で、収支が赤字にならないようになっているはずですよね。それで、計算の方法は違うけれど今回25%が必要だとあって、その差額分だけ黒字が増えるのではないでしょうか。なぜそれだけの黒字が必要なのか少しわかりづらいので、ご説明をお願いしたいのですが。

事務局:平均改定率が13%から25%ということで、なぜ増えたのか、重要なご指摘だと思います。こちらについては、13%は収益と費用を比較したときに黒字になる数値というところで、色々と収益と費用というものがある中で、お金が実際に動くわけではない科目というのもございます。特に大きな費用は減価償却費といったものでして、固定資産を持っている中で、将来的なその資産の更新等に備えて、耐用年数、資産ごとに何年間で価値の減価償却を行うかの基準に基づいて費用計上をするのですけども、その費用というものは、お金としてお支払いしないというものです。そういったお金が動かない費用ですとか、同じようにお金が動かない収益もある中で、全体の収益と全体の費用を比較して黒字を維持するというのが改定率13%ということでございました。

ただ、今回の25%についてはですね、収益と費用を比較して黒字になるということではなくて、今後、費用がどれだけ必要かというところからスタートにしたものです。必要な費用、使用料対象経費には資本費と維持管理費という大きく分けて2種類を入れさせていただいておりますが、こちらの資本費には減価償却費も含まれる形で算出させていただいておりまして、先ほどの、全ての収益と費用の比較ということではなくて、必要な費用を算出して、それに対して主に下水道使用料だけで賄う場合の足りない率を出すということで算出した改定率が25%になります。

竹村副会長:では、減価償却ということに話を絞ると、必要な費用に対してという話がありましたけれども、その必要な費用というものの中に将来的に施設を更新するための費用を積み立てとして減価償却費として積むわけですから、いずれはそういうお金が出ていくということですよね。その出ていくお金、更新費用のようなものは、この収支の表の2030年度までの表の中には出てこないという理解でよろしいでしょうか。そして、そういったこの表の中に出てこない経費があるからその分を含めて13%ではなく25%が必要という理解でいいんでしょうか。

事務局:表の収支の中に出てこないものということではないのですが、具体的に申し上げると総収益の内、長期前受金戻入という科目がございますけども、こちら単年度当たり7億円ほど金額を計上させていただいておりますが、その内の汚水が実際対象となりますので、3億4,000万円ほどが、計上されています。こちらが、先ほど説明した預金の動かない減価償却費の対になっている収益の方の科目になりまして、こちらの長期前受金戻入は実際にお金として入らない科目になります。預金として動かない長期前受金戻入と預金として動かない減価償却費、この両者は収益と費用に入っておりますが、実際そういった科目が入った中で収益と費用だけの比較で計算したものが改定率13%です。

一方で、今回の使用料対象経費については、そういう預金が動かない科目でも先ほどの減価償却費というような固定資産を更新していく中で必要な経費ですので、こちらは使用料対象経費に入りますが、収益の方に長期前受金戻入というものは基本的に含まれません。数字で言いますと、収益が単年度当たり3億円ほど減少した形となり、その中で経費を賄える収益を算出する必要があるということになります。下水道使用料が年度あたり9億円ほどのところで、長期前受金戻入の汚水分が3億ほどなくなりますので、使用料の改定率というものが大きく変わってきてしまう、計算上の形としてはそういうことになります。

田汲委員:その件に関してね。25%の中には埋設管を取り替えたり、下水道のポンプを交換したりとか、そういう費用が含まれるということですか?

事務局:はい、委員のおっしゃるとおりです。減価償却費は将来的な更新の為に積み立てておく金額ということになります。減価償却費という科目のお金は実際には出ていきませんので、その分の預金が確保されて、その預金が、いわゆる汚水管渠、下水の管の更新のための財源になるという構造です。

瀬藤委員:減価償却費はありますけど、修繕・補修とか、そのあたりはやっているんですか?管 渠とか。

事務局: 改築の方は四街道市の旭ケ丘という地域から始めておりまして、今の予定ですと令和5年までを予定しています。その後は、つくし座という線路沿いの地域を令和5年度から始める予定でございまして、概ね令和12年度くらいまでかかる予定でございます。あとは、ストックマネジメント計画というものを策定する中でカメラ等で点検調査をやりまして、その結果を踏まえて管の老朽化の激しいところを優先的に改築していく予定です。

太田会長:使用料の対象経費についてはある程度ご確認いただいたということでよろしいですか?また後で、ご質問なり、ご意見があれば伺います。次は、そうして決まった対象経費をどのように使用者間に割り振るかという、非常にややこしい話になりますけれども、ここに関してはいかがでしょうか?

田汲委員: 改定前から比べると、中間くらいの一般世帯の人がずいぶんと損をしている感じがするけれど、そこはどうだろうか。

太田会長:平均改定率25%で見ますと、これは全体がこの割合ではなくて大口寄りの使用者は改定率が比較的低くて、それよりも下の小口の使用者の方、ご家庭が中心ですが、そういった水量で使用をされる場合の改定率というのは、比較的高い割合になっています。そこに至る過程として、基本使用料と従量使用料という二部使用料制の仕組みがあって、固定費は基本使用料で全部充てるべきものです。しかし、そうすると少量使用者の負担が大きくなり過ぎるので、本来は使った量だけ負担していただく従量使用料に固定的な経費の負担を割り振っています。その本来の割り振りは7割を基本使用料で、3割を従量使用料でというのが適切となりますが、それでは基本使用料が高くなり少量使用者の負担が大きくなり過ぎるので、使っている量に応じて支払うことになる従量使用料の方により多く固定費の配分を向けている形になっているということですね。また、その中で、累進制といって、使えば使うほど使用料の単価が高くなるようなしくみ、累進度の緩和も含んでいます。累進度を緩和するということは、要するに従量使用料をフラットにしていくことに近いわけですから、高い単価である大口使用者の改定率が高い形になるというのが事務局提案です。

瀬藤委員: 累進度を緩和すると、どのような影響が出てくるのか。その考え方に至った背景はど ういったものか。

事務局: 先ほど会長から説明がありましたが、現在は、累進度の部分で大口使用者には厳しい設定になっております。たとえば大口使用者が月に3,000立方を使っていただいた場合の使用料は70万円となり、累進度の影響で高くなっています。また、使っていただく水量が多いため、一番高い従量使用料単価でお支払いただく水量が多くなりますし、その単価が上がることは企業にとってさらに経営上のコストが増えることになります。

累進度の考え方、背景を申し上げますと、基本的な考え方に基づいた従量使用料単価というのは、3ページの上段にある表の単価、98円から121円の枠に収まります。実際にかかった経費を回収するという原則的な考え方に基づけばこちらになりますが、こちらと今現在の単価である表の左側の110円から250円という累進的な単価は大きく離れております。右側の単価が原則の考え方としてありますが、現在の累進的な単価との乖離が大きいので、徐々に原則に近い形に変えていくということで、下水の大口の使用者の単価は据え置く中で、より少量の方に改定率として負担がかかっているという、今回の使用料の案になっております。

瀬藤委員:この改定によって下水道の使用や財政がどういう変化をするか、大口や小口がどうなるかわからないけれども、ただ一般の家庭の人とかは厳しいとかね。下水道使用料改定がどういう風に展望していくとか、そういったビジョンのような、そういうものはあるだろうか?

事務局:展望というほどのものではございませんが、水道や下水道の料金改定、値上げをした後は水の使用量がわずかに減るというのは一般的に言われる話です。ただ近隣や全国的にも、改定した事業体の数値を見ますと、改定の直後は使用水量がわずかに減るという傾向も見られますが、一年後などを見ていくと水量も元に戻っており、改定した単価が一般的になっていくというところで、値上げによって大きく水量の見込みが減ると考えてはございません。

清水委員:固定費が結構な比率を占めるということだけど、固定費を30%にするというのは何か基準であるのか。例えば、固定費を20%にすればもっと固定費部分は減って、従量部分に乗っかるような形になると思うんです。あと、井戸を掘って地下水を使っている企業というのがあると思うんですが、そういうところの下水の使用料というのはいったいどうやって査定しているのか。それから、時々議論がある、少量を使う家庭というのは今度の場合の料金改定で結構値上げされているが、下水道使用料の減免というようなものは基準があるのかどうか、ちょっと教えてほしいと思います。

太田会長:はい。ありがとうございます。では3点ご質問がございましたが、まずは固定費の3:7の根拠というか基準があるのかということと、地下水使用の場合の水量の扱いがどうなっているのか、3点目は減免制度について、お願いします。

事務局:まず、固定費の3:7という基本使用料と従量使用料の基準については、あくまでも原則ですが、10:0が本来経費の性質で言えば正しいということになります。ただ、10:0で計算してみますと、基本使用料が2,400円ほどになるということになりまして、現在850円である基本使用料が2,400円です。1立方使う方でも2400円ですし、20立方使う方も2,400円から従量分を足しても3,000円程度になります。そうなると、量に応じた使用料というものでなくて、下水道に繋いでいるすべての方から、今から比べると多額の基本使用料をご負担いただくことになります。そういった中で、3:7としましたのは、過去の下水道使用料の改定において、改定率のうち固定費や変動費という考え方は当時からありましたが、その時代も3割ほどが基本使用料に配分されておりましたので、いままでの四街道市の下水道事業が採用してきた割合をおおむね引き継いで算定させていただいたというのが、実際のところでございます。

また、井戸の下水道使用料についてですが、そちらについても同じように下水管に流しておりますので、適正に下水道使用料を賦課する為に、固定水量で算定して使用料を計算するほか、井戸にメーターを設置して井戸で汲み上げて実際汚水に流れる量を算定させていただく場合もあります。

また、減免については、下水道事業には減免の制度等はございませんので、使っていただいた 方すべてに同様の基準でお支払いいただくということになっております。以上になります。 太田会長:具体的な住民の方々に対する周知や説明はどういうことを予定されていますか?

事務局:今回答申自体は第一回にお示ししたように6月にいただければと考えており、答申をいただいた後、8月頃に市民説明会の開催を予定しております。市民説明会等で周知をした上で、9月の議会で使用料改定の条例として提出するということで、先に市民に対して説明会をして、できるだけ周知した上で、議会に出すという手順になっております。市民の皆様に先にご理解いただくため、このようなスケジュールで考えております。

田汲委員:急激に使用料が変わることへの対策として、何回かにわけて実施することはできないのか。最低でも2年か3年か。また、累進度の緩和について、小口使用者の負担をもう少し軽減できるような緩和をして欲しい。

太田会長:激変緩和のために移行期間を設けること、累進度の緩和について小口使用者の負担を もう少し軽減できるような方法で実施できないのか、ということですね。こちらはご意見として、 次回以降に事務局の方で検討していただければと思います。あとは、ほかの方、ご意見はいかが でしょうか。

山本委員:確認ですけれども、資料4の3ページの一番下、水量区分で件数の記載がございますけれども、20立方メートル以下の方の規模ですかね。現状はこれぐらいということですか?

事務局: こちらの5年度から8年度推計については、コロナの影響で統計上はあまり有効ではない数値を除いたもので、元年度までの実績に基づいて出していますので、今現在はこれぐらいの方がその区分にいらっしゃいます。

山本委員:それと、今回の理想の料金改定は3ページの右上の表になるかと思いますが、当面は 従量的な部分を抑制して設定するということで、今の案になっていると思いますけれども、これ は何年ぐらいで見直していく予定でしょうか。見直した上で、段階的に理想に近づけていくよう な予定という考え方でよいのでしょうか?

事務局:具体的に何年間で見直しと定めてはおりませんが、今回、4年間で見直しという想定は出しておりますので、令和5年度から8年度はこの使用料とさせていただきますけれども、令和9年度からの使用料については、またその時の財政推計を実施して検討していくことになります。上がるのか下がるのか、その時の経営状況次第ですけれども、基本は4年間で考えているところです。

山本委員:市民への説明会があると仰っていましたけれども、最後の表について参考までに触れさせてください。現行単価と改定単価だけが書いてあって、小口の安い使用料と大口の高い使用料で改定率にかなり差があるということで、ご意見がかなり出てしまうかと思うんですが、ここの現行単価と改定単価の間に、先ほどの理想の改定率を入れておけば少しは柔らかく説明しやす

いのではないかと思います。理想の数値はこちらですが、当面は緩和していますよという説明で、 つかえるのではないかと思います。以上です。

清水委員:今の市の計画だと7年度か8年度くらいをピークに減っていくというような人口推計ですよね?そういうことも一応考慮されているということでいいでしょうか?

事務局:財政推計の元となっている経営戦略において、市内の開発や、成台中の工場用地の開発・ 宅地の開発予定ですとか、そういった部分の人口増加も含めた上でこの数値になっております。

竹村副会長:元々の13%というのは許容の範囲内かと思いましたが、本日平均25%と聞いて、かなり高いなという感覚を持っております。当然それを負担する方々にとっても同じ意見だと思うので、結論的にはやむを得ないものかもしれませんが、将来の維持管理費を減らす工夫のようなものに努力していただいて、それを市民の方にも広報していただいたほうが理解が得られやすいのではないかと思います。これからは、老朽化している下水道管の維持管理や更新にもかなり経費がかかると思いますので、これからもできるだけ値上げを小さくするような努力を我々もしていますよという、そのような検討をしていただいた方が良いかなと思います。

太田会長: ありがとうございます。経費削減努力といったものを示した上で改定を実施するということで、ごもっともなご意見かと思います。その他にはございますか?

瀬藤委員:平均改定率の議論ですが、25%について話を聞いていますと、流域下水道維持管理 負担金が増えたと、それから基準外繰入を削減すると、そういう所与のようなやむを得ないどう しようもできないことで、そこから算定していくと25%にしたと。これはやむを得ないもので はないかと思いますね。

太田会長:今のご意見も、貴重なご指摘だと思います。経費が上がっていくからだという事だけではなくて、財務的な変更というか、下水道事業の努力だけではカバーできないような、そういう要因もかなり大きいということですね。

他にいかがでしょうか?それでは、今日はいろいろなご意見が出されました。ご提案もございました。今日はあくまで第1回事務局案の説明ということで、今日出されたご質問やご意見を踏まえて、次回、事務局には最終案という形で提出していただきます。それに対して皆さんのご意見がどういう風に反映されるのか、あるいはもっとこうして欲しい、こうあるべきじゃないのかという更なるご意見やご質問なども含めて頂戴した上で、答申案といった形に取りまとめさせていただきたいという風に思います。

なお、本日はたくさんの論点がでてきました。少なくとも私の方からご理解いただきたい点と して、3,4点ほどございます。

1点目は、使用料対象経費の算出について、副会長からもありましたが、コスト削減努力なども含めて使用料対象経費の再確認をして欲しいということ。

2点目は、料金表ですね。山本さんの方からもう少し表の作り方に工夫があってもいいという

ご指摘もあって、確かに改定率に差がはっきりと出ていますから、これは単純に比較できる数値ではありませんが、30%を超える引き上げ率と1%の引き上げ率とで、確かに数字を並べて出されてしまうと許容しづらい部分が出てしまうと思うんです。そういうところを納得していただけるような累進度緩和の形の再検討といったことも、可能な範囲で、出来るか出来ないかを含めてご検討いただくということですね。

それから3点目は、改定を一度にやらないで激変緩和の期間を設けて、順次引き上げたらどうか、というご提案です。使用者にとっては痛みを伴う値上げ案ではありますので、少しでもそれを緩和できるような方策が取れるのか取れないのか、ということについてもご検討いただければと思います。

色々ご意見が出されましたけども、まとめるとこんなところだと思います。これを言っておかないと今日は眠れないという方いらっしゃればお出しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。こんなところでよろしいですか?あとは固定費の配分が3:7という話もございましたが、それは少し具体的な話になりますので、3:7から4:6に変えた時にどう変わるのかというところについて、もし試算ができるならばやっていただく。次回は全会一致で納得できる提案をまとめていきたいと思いますので、本日については、こういったまとめでご承認いただければと思います。ありがとうございます。ではそのような形で事務局の方にはもう少し汗をかいていただいて、次回に向けてまた進んでいっていただきたいと思います。では私の方からは以上でよろしいでしょうか。長い時間に渡っての活発なご意見をいただきましてありがとうございました。事務局の方にお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

# ○その他

事務局より次回の審議会について説明及び終了の挨拶